

株式会社住化分析センター 約款

[目的]

第1条 本約款は、株式会社住化分析センター(以下SCASという)が委託者であるお客さま(以下お客さまという)から受託する分析・測定・試験・検査・解析・評価および調査(以下本業務という)を遂行するためにお客さまとSCASとの間で成立した個別契約の円滑な履行に関する基本的事項を定めることを目的とします。

[適用]

第2条 お客さまおよびSCASは、第3条で成立した個別契約および本約款に従い契約を履行するものとします。ただし、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

[個別契約の成立]

第3条 本業務の個別契約は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立するものとします。

- (1) お客さまのお問い合わせ(SCAS所定の分析依頼票等)に基づいてSCASが見積書を提示し、お客さまがこれを承諾したとき。
- (2) お客さまとSCASの間で契約書を作成・締結したとき。
- (3) お客さまのお申込み(電話等口頭を含む)に対し、SCASが受託を承諾したとき。

[試料等の提供・返却]

第4条 お客さまには、本業務に必要な試料および技術情報をSCASに無償で提供いただきます。

2. SCASは、別段の定めがない限り、本業務の終了後は返却可能な試料を速やかにお客さまに返却します。なお、返却に要する費用は、別段の定めがない限り、お客様の負担とします。

[報告書]

第5条 SCASは、個別契約で定められた期日までに報告書をお客さまに提出します。

2. SCASは、報告書の写しを報告書提出後3年間保管します。

[委託料金の支払い]

第6条 お客さまには、料金表記載または個別契約で定めた委託料金を消費税額相当分と併せて、本業務着手前、またはSCASが発行する請求書に記載された期日までにSCASの指定する銀行口座に振り込み支払いいただきます。

[秘密保持]

第7条 SCASは、本業務の内容、結果およびお客さまから開示された技術情報(試料を含む)のうち秘密と特定された事項に関して秘密を厳守し、お客さまの書面による事前の同意なしには、これらを本業務以外の目的には使用せず、かつ第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。

- (1) お客さまから開示を受けた際、既に公知または公用となっていたもの。
- (2) お客さまから開示を受けた際、既に自ら保有していたことを立証するもの。

- (3) お客さまから開示を受けた後に、SCASの責によらないで公知または公用となったもの。
 - (4) SCASが正当な権利を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手したもの。
 - (5) SCASが独自に開発したことを立証するもの。
2. 前項の規定に拘わらず、SCASは、本業務の全部または一部を第三者に再委託するときは、再委託に必要な情報を当該委託先に開示できます。ただし、SCASは、当該再委託先に対して、SCASが前項の規定にもとづき負担する義務と同様の義務を負担させるものとします。
 3. 本条の各規定は、報告書提出後5年経過するまで有効とします。

[責任]

第8条 お客さまが本業務の結果を利用することにより生じた損害については、SCASは一切責任を負いません。

2. SCASの責めに帰すべき理由によって本業務に誤りがあったときは、SCASとお客さまは協議の上、次のいずれかの措置を決定します。
 - (1) SCASの費用負担のもとに本業務の再実施を行う。
 - (2) 委託料金の減額または支払済みの委託料金の全部または一部を返還する。ただし、お客さまからの本措置に関するご連絡は報告書提出後1年以内とします。
3. SCASは、本業務の結果が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

[個別契約の変更・解約]

第9条 お客さまおよびSCASは、個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議の上その同意を得て、個別契約を変更または解約することができるものとします。委託料金は、両者協議のうえ相当と認められる金額に変更するものとします。

[不可抗力]

第10条 天災地変その他やむを得ない理由により本業務の実施が不能となったときは、お客さままたはSCASは相手方にその旨を通知することにより本業務を終了させることができるものとします。当該事由による本業務の終了にともなう費用・経費の取扱いについては両者協議してその措置を決定します。

[協議事項]

第11条 本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義が発生したときは、両者誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

以上(2016.1)